

第3 消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について（平成2年3月30日消企第217号・消指導第313号  
消防局長通達）（最近改正 令和8年2月2日消指第608号）

1 緊急離着陸場等設置指導基準の策定趣旨

高層建築物の屋上部分に、救助など消防上の活動の拠点として、航空法に定める屋上ヘリポートとは異なる消防ヘリコプター緊急離着陸場等を設置させるため、行政指導の基準となる緊急離着陸場等設置指導基準（以下「基準」という。）を定めたものである。

2 設置指導事務推進上の基本方針

- (1) 緊急離着陸場等の活用目的は、消防隊等の屋上からの屋内進入及びやむを得ず屋上に避難した者の救助等消防活動上の拠点とする。

よって、緊急離着陸場等の設置により屋上避難を積極的に指導するものではないことに留意すること。

- (2) 緊急離着陸場等の設置は建築確認申請時の同意条件とはせず、設置指導にあたっては、関係者に対して緊急離着陸場等の必要性について十分に説明し、理解と協力を求めて行うものとする。ただし、各種法令の緩和や免除を行う上で、要件の一部として緊急離着陸場等を設置する場合を除く。
- (3) 緊急離着陸場等の設置指導は、新設の建築物に対して行うものとする。
- (4) 緊急離着陸場等の設置指導にあたっては、建築局等の関係局と十分な連携を図り、高層建築物等に係る建築計画の早期把握に努め、指導の時機を失することがないように配意すること。
- (5) 高層建築物の集合が予測される地域については、全体計画が作成されている場合はこの計画に十分配意し、設置指導を行うものとする。

なお、全体計画が作成されていない場合は、原則として建設計画順に設置指導を行うものとする。

- (6) 高層建築物の建設にあたって屋上に航空法で定めるヘリポートを設置する場合は、緊急離着陸場に必要とされる夜間照明設備の設置を指導し、緊急離着陸場としての活用を図るものとする。
- (7) 設置指導にあたっては、建築物屋上の構造、利用形態及び周辺状況を勘案し、基準を弾力的に運用すること。

3 事務処理要領（略）

4 その他

- (1) 総務・予防課長は、緊急離着陸場等が設置された場合は、航空法第79条ただし書に規定する飛行場外離着陸場の許可を得ているものについては、関係者及び航空課長等と調整し、速やかに、訓練を実施するものとする。また、当該飛行場外離着陸場を活用した訓練は、定期的を実施すること。
- (2) 総務・予防課長、航空課長及び指導課長は、緊急離着陸場等が設置された後は常に周囲の状況把握に努め、新たな建築物の建設等により基準に定める進入表面、進入区域、転移表面及び転移区域を確保することが困難となった場合は、互いに通知するものとする。

## 緊急離着陸場等設置指導基準

制 定 平成2年3月30日 消企第217号

消指導第313号

最近改正 令和8年2月2日 消指第608号

### 第1 趣旨

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通知）に基づき、消防活動の有効性を確保するため、高層建築物の屋上に設置する緊急離着陸場又は緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本基準は、救助活動で使用する離着陸場等の基準であり、航空法第79条ただし書又は第81条ただし書に定める許可を受ける場合は、国土交通省東京航空局と協議等を行い、別途許可申請の手続きが必要なため留意すること。

### 第2 用語の定義

この基準の用語の意義は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）、航空法（昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の例によるもののほか、用語の定義は次に掲げるところによる。

- 1 ヘリポート 航空法第38条に基づき、ヘリコプターが離着陸することを目的として設置及び許可された場所のことをいう。
- 2 飛行場外離着陸場 航空法第79条ただし書に基づき、ヘリコプターが臨時に離着陸する場所のことをいう。
- 3 緊急離着陸場 建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプター（以下「緊急用ヘリコプター」という。）が離着陸する場所をいう。
- 4 緊急救助用スペース 建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- 5 3次救急医療機関等 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める救命救急センター及び大学病院をいう。
- 6 進入表面 緊急用ヘリコプターの離着陸のために必要とされる障害物件のない勾配を有する仮想の立体的な面をいう。
- 7 進入区域 滑走路を含む仮想平面への進入表面の投影面をいう。
- 8 転移表面 緊急用ヘリコプターの着陸進入中に進入経路から外れた場合に安全を確保するため設定する障害物件のない勾配を有する仮想の立体的な面をいう。
- 9 転移区域 滑走路を含む仮想平面への転移表面の投影面をいう。
- 10 進入経路 緊急用ヘリコプターが着陸又はホバリングのために、緊急離着陸場等に接近する経路をいう。

### 第3 設置対象物

緊急離着陸場等の設置対象物は、建築物の高さ（最高高さをいう。以下同じ。）が31メートルを超える建築物で建基法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は3次救急医療機関等のうち、第4に掲げる設置区分に応じ、進入区域、進入表面、転移表面及び転移区域が次に該当する建築物とする。

#### 1 緊急離着陸場

- (1) 進入経路を2方向に設定できる場合（図1～4）

ア 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。

イ 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。

ウ 進入表面の勾配は、8分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

エ 転移表面は、離着陸地帯から10メートルまでの2分の1勾配を有する表面上及び当該地点から45メートルまでの1分の1勾配を有する表面上に物件等が突出していないこと。

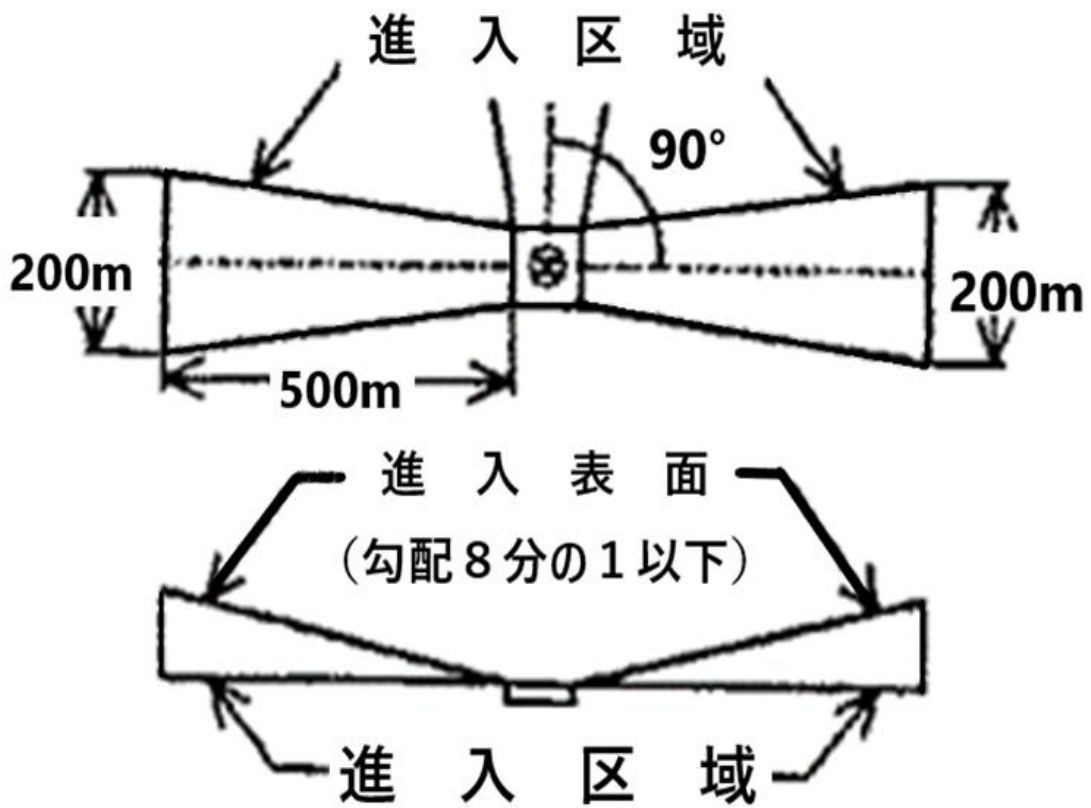


図1 進入経路を直線の2方向に設定できる場合の進入表面等

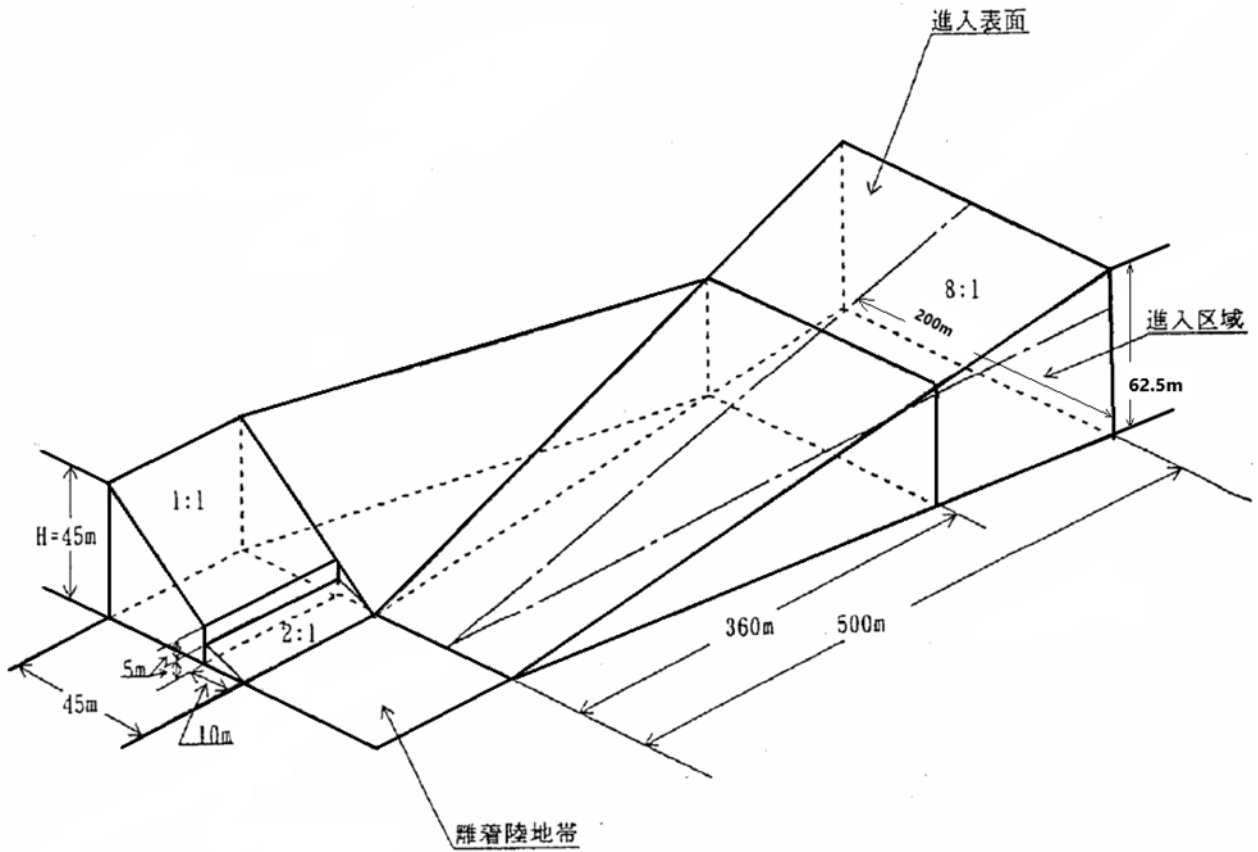


図2 緊急離着陸場の進入表面等（立体図）

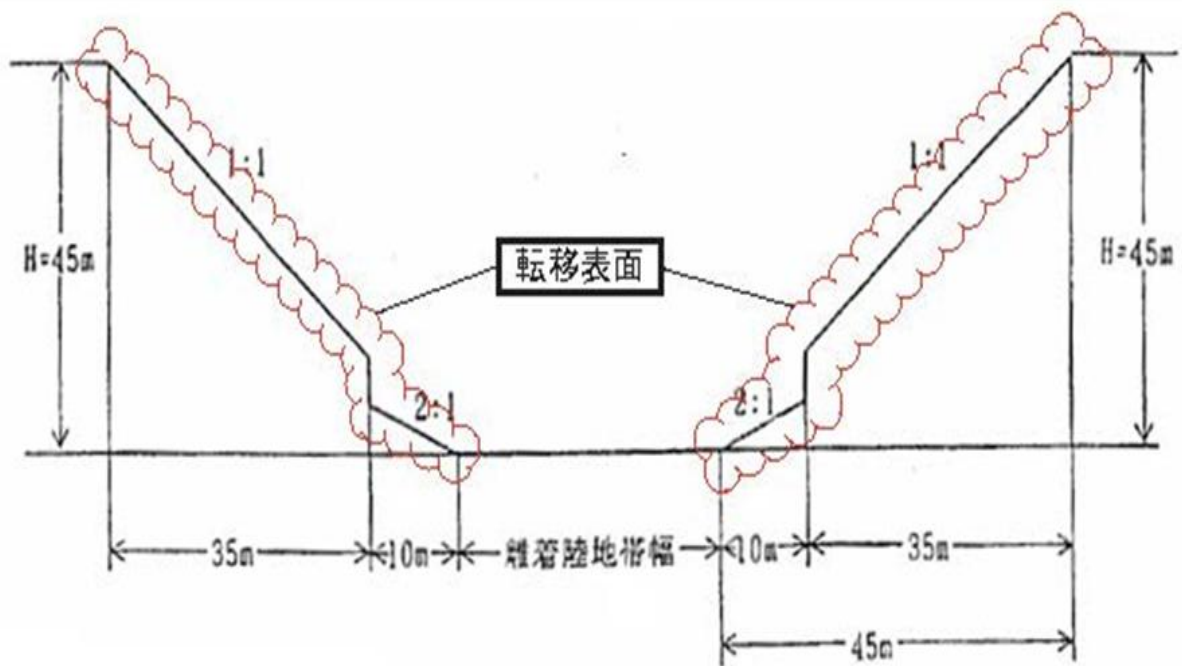


図3 緊急離着陸場の轉移表面等（断面図）

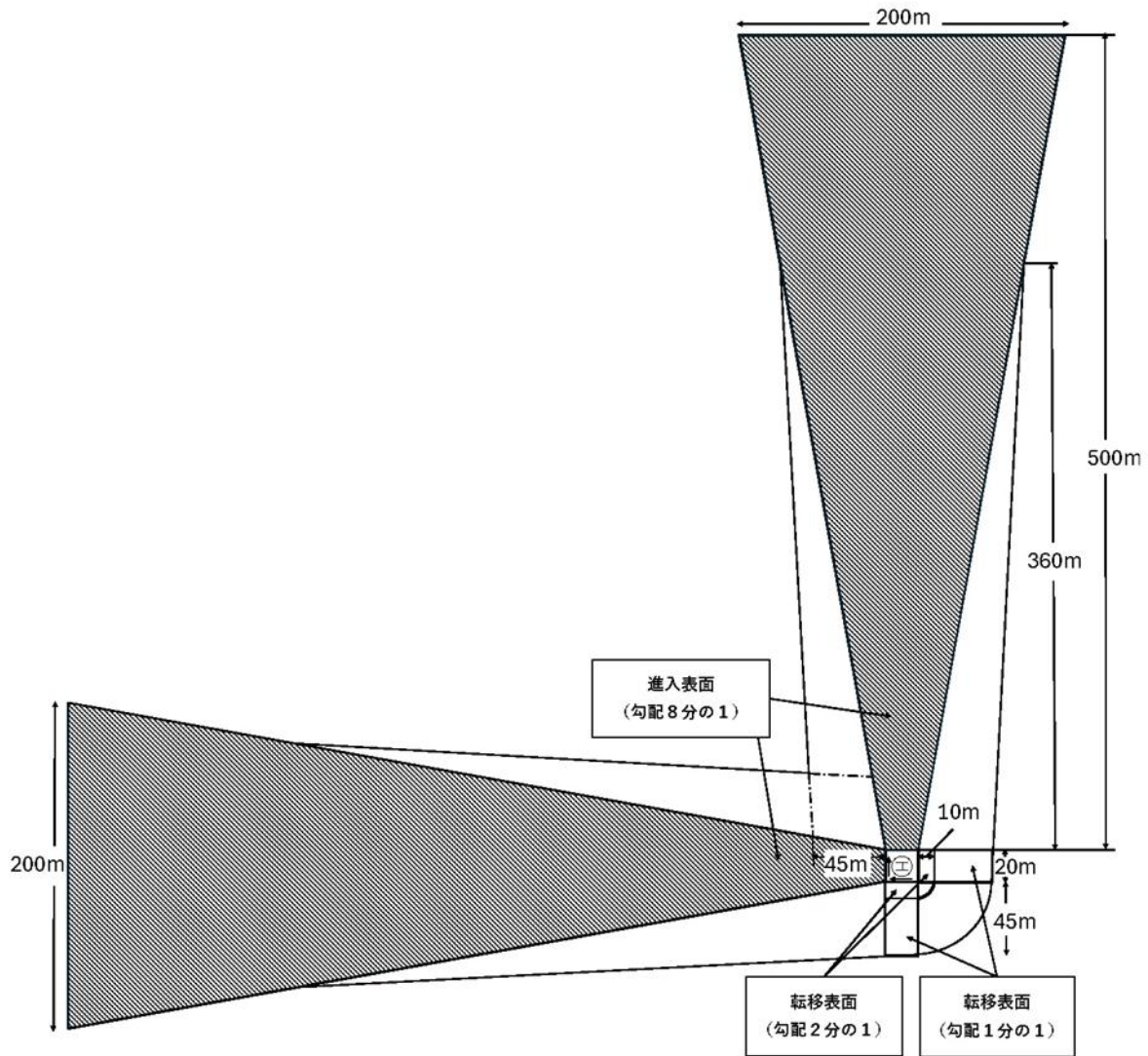


図4 進入表面に90°の間隔を設ける場合（平面図）

(2) 進入経路を1方向のみ設定できる場合（図5～7）

ア 進入区域の長さが離陸方向に対しては500メートル、着陸方向に対しては250メートル以上確保できると。

イ 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。

ウ 進入表面の勾配は、原則として離陸方向に対しては8分の1以下、着陸方向に対しては4分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

エ 転移表面は前1(1)エによること。

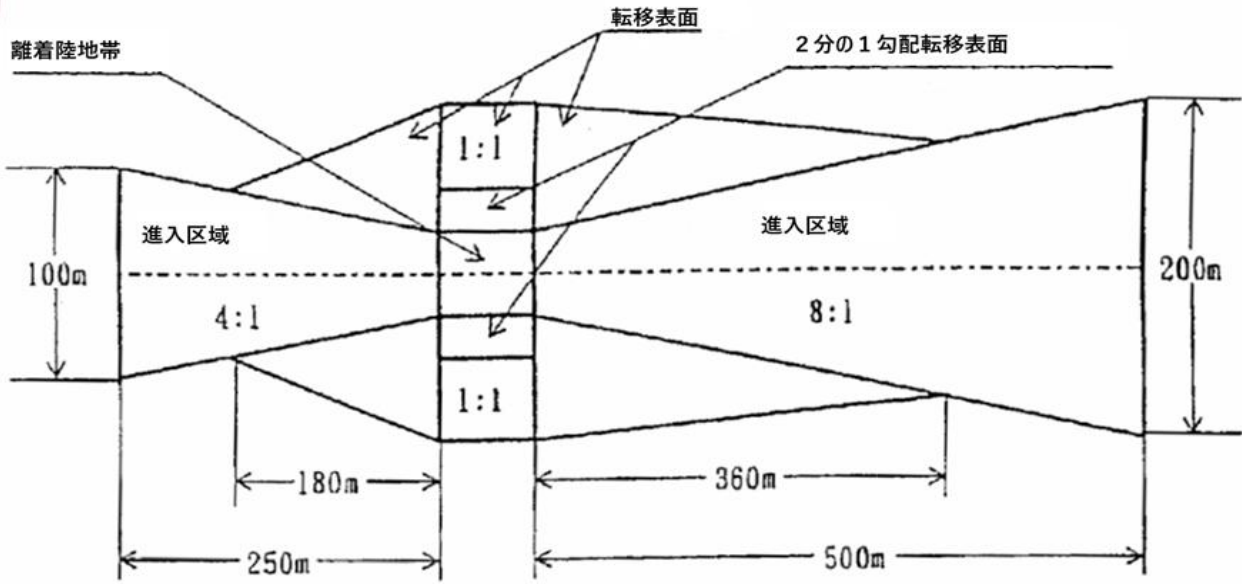


図5 進入経路を1方向のみ設定できる場合の進入表面等

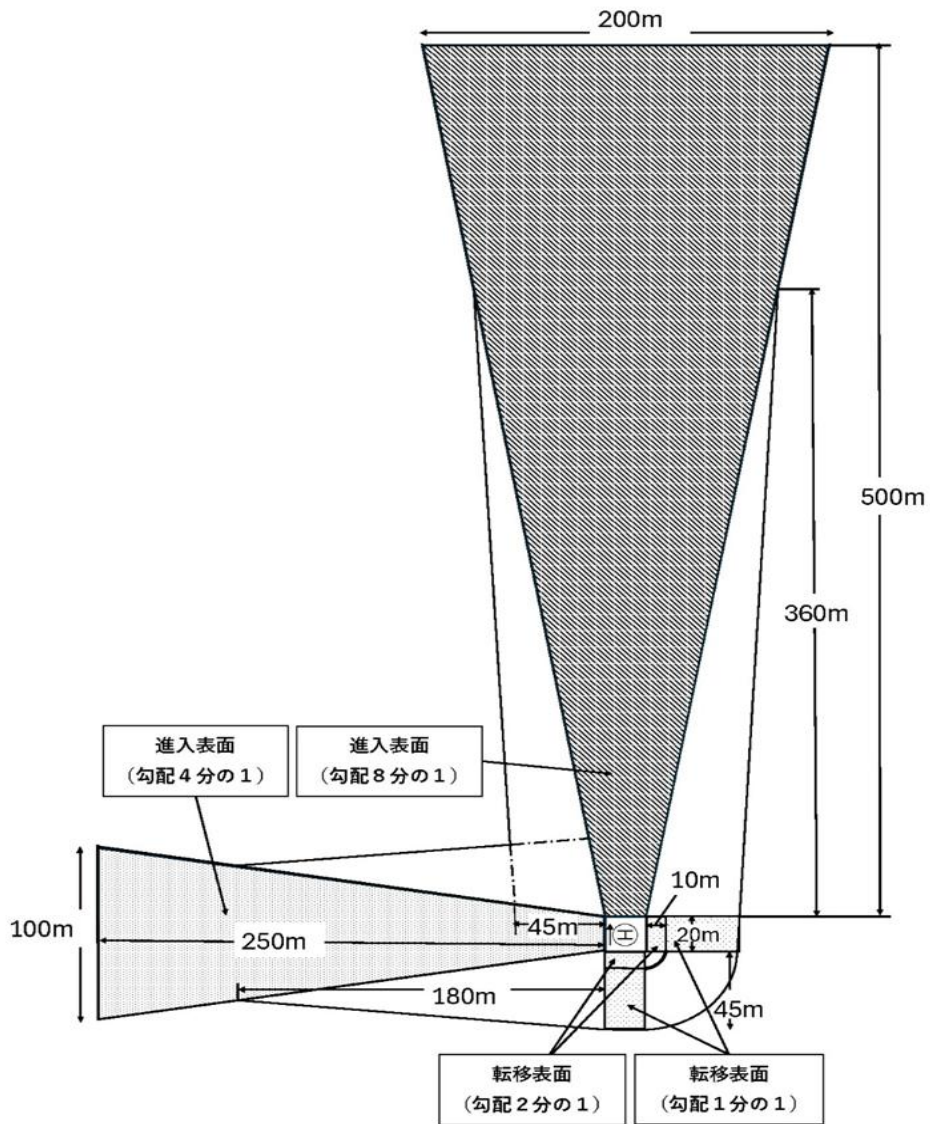


図6 進入経路を1方向のみ設定できる場合、かつ、進入表面に90°の間隔を設ける場合

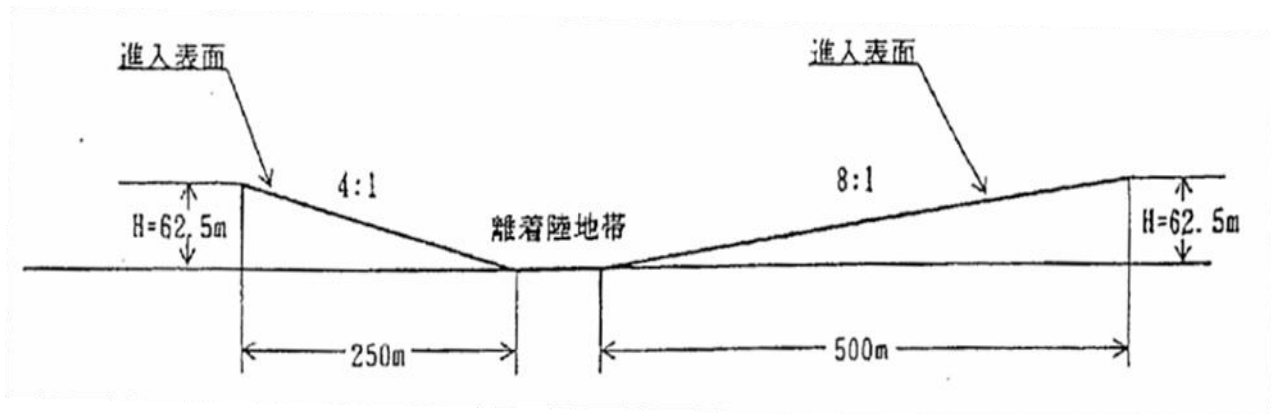


図7 進入経路を1方向のみ設定できる場合の進入表面等（断面図）

2 緊急救助用スペース（図8、9）

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 進入表面の勾配は、3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (4) 転移表面は前1(1)エによること。
- (5) 緊急救助用スペースの設置について(3)、(4)の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

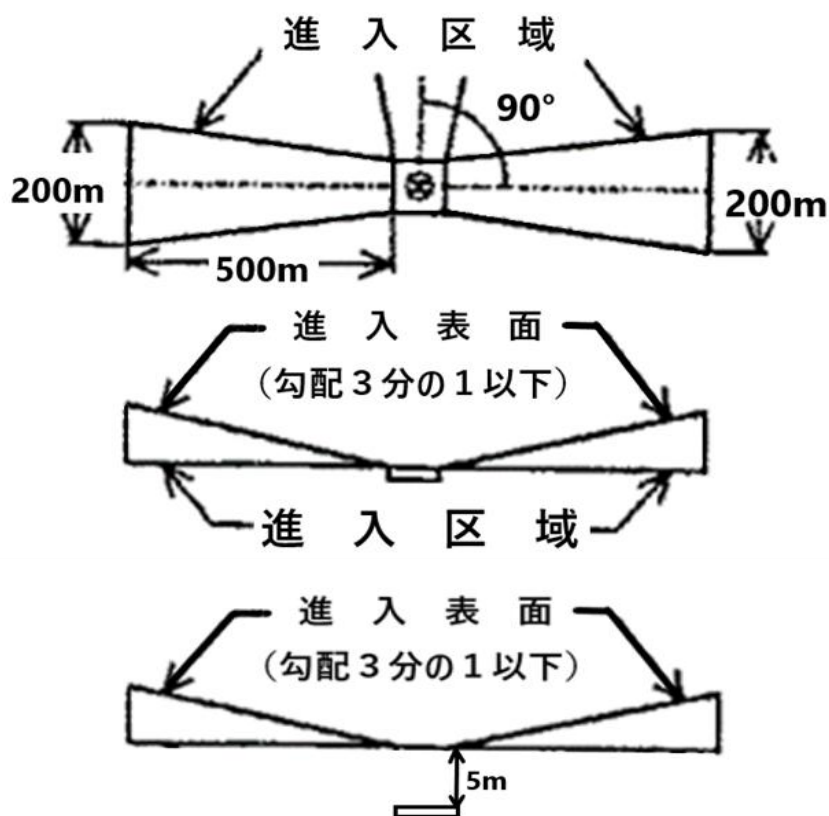


図8 緊急救助用スペースの進入表面等

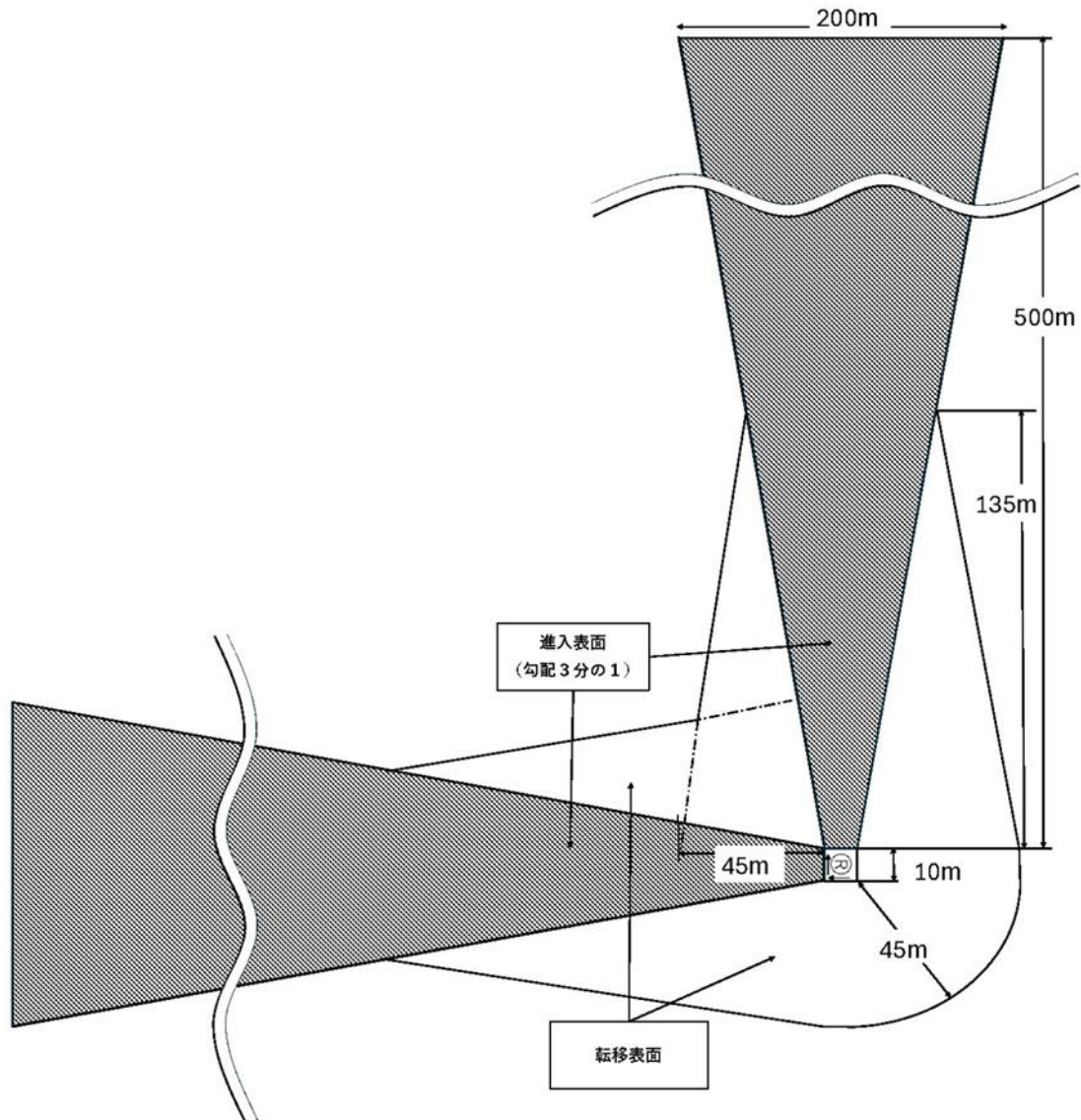


図9 進入表面に90°の間隔を設ける場合（平面図）

第4 設置区分

第3の設置対象物には、次の区分に応じ、緊急離着陸場等を設置するものとする。

- 1 建築物の高さが31メートルを超え100メートル未満の高層建築物  
緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- 2 3次救急医療機関等又は建築物の高さが100メートル以上の高層建築物  
緊急離着陸場

第5 適用の範囲

緊急離着陸場等を設置する場合、次の区分に応じて設置するものとする。

消防法令等の代替要件として設置する場合 横浜市市街地環境設計制度に基づき設置する場合	基準の全てに適合させること（第4を除く。）。
設置指導に基づき設置する場合	基準のうち●の項目は関係者による任意の協力によること（第4を除く。）。



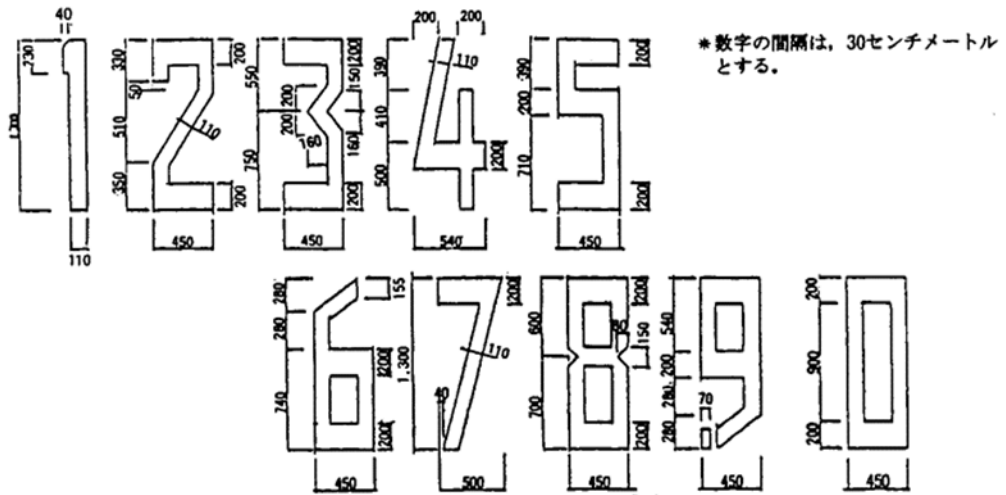


図11 認識番号の数字寸法

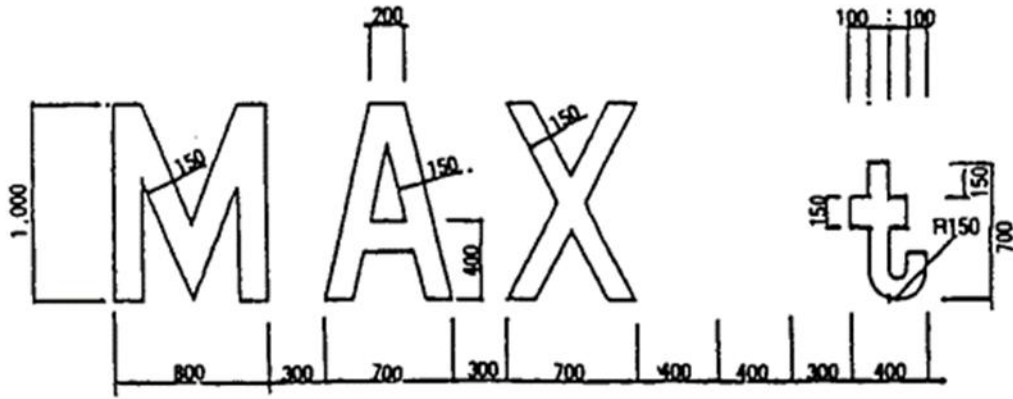


図12 許容荷重の表示

(2) 緊急救助用スペース

ア 各種表示は、規格等によらず、床面色を考慮し、黄色等夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Rマークの標識、認識番号及び離陸方向を図13に基づき表示すること。

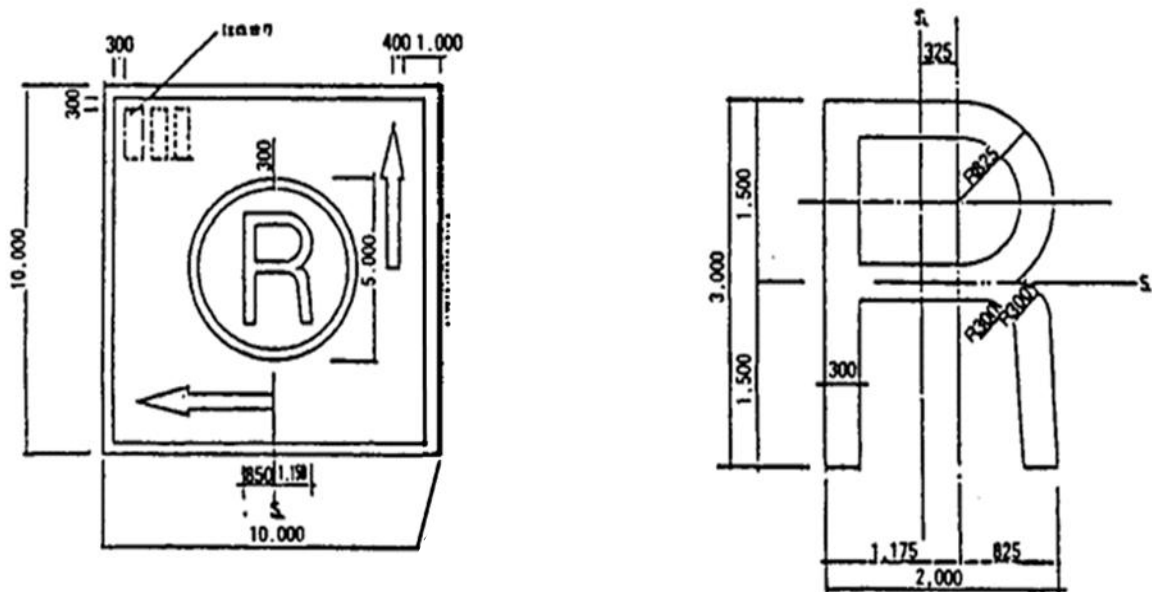


図13 緊急救助用スペースの表示

イ 表示方法は前(1)イ～エによること。

なお、緊急救助用スペースの長さ及び幅を10メートル未満とした際に、認識番号及び離陸方向を有効に表示できない場合は、緊急救助用スペースの枠外に表示することができるものとする。

3 離着陸地帯の床面強度及び構造は、次によること。

(1) 緊急離着陸場

ア ラーメン及びスラブ設計ともに短期荷重とし、その荷重は活動想定機体の全備重の2.25倍以上とすること。

イ プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。

なお、通常床は屋上付近に乱気流が発生する可能性があるため、プラットホーム式（屋上床と離着陸地帯の床との間に空間を設け空地の流通する構造）とすること。また、維持管理の点からアルミデッキによる施工を指導すること。上下方向に風が流通するグレーチングは、乱気流の影響を受けるため極力使用しないこと。

ウ 床面の最大縦勾配は最大縦横こう配は2パーセント以下、最大横勾配は2.5パーセント以下とすること。

(2) 緊急救助用スペース

ア 床面の強度は、通常床強度とすること。

イ 床面の構造は、前(1)イによるほか、最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

## 第7 夜間照明設備

夜間照明設備は、次に掲げる基準によるものとする。

- 1 離着陸地帯の付近に進入表面及び移転表面に突出しない範囲で飛行場灯台を設置すること。また、飛行場灯台の形式は、航空白の閃光型とすること。
- 2 離着陸地帯に埋込式又は地上型の境界灯を境界線から1.5メートル以内、かつ、15メートル以下の等間隔に8個以上設けること（図14）。また、境界灯の形式は航空黄の不動光で光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものとする。
- 3 離着陸地帯から10メートル以内の区域で、進入表面及び転移表面の勾配2分の1の表面から突出した避雷針等、夜間に視認が困難な物件は、低光度航空障害灯を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい場合は、夜光塗料を塗色すること。この場合、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで上方に移行し、判断してよいものとする。
- 4 離着陸地帯周辺に、夜間に300メートル上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるように風光灯を設置すること。
- 5 離着陸地帯周辺の航空機の航行に障害とならない場所に着陸区域照明灯を設置すること。●また、着陸区域照明灯の形式は航空可変白の不動光とすること。●
- 6 周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合は境界誘導灯を設置すること（図15）。●また、境界誘導灯の形式は航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方の全ての角度から見えるものとする。●
- 7 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。
- 8 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できるものとする。
- 9 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。
- 10 非常電源からの電線は、耐火構造とした床面に埋設すること又はその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、屋上に設置されたポータブル式発電機によるものについては、この限りでない。

◎←飛行場灯台（航空白の閃光型）

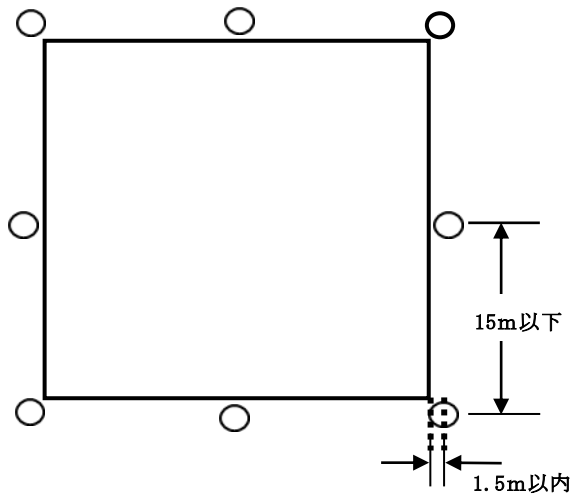


図14 境界灯の配置

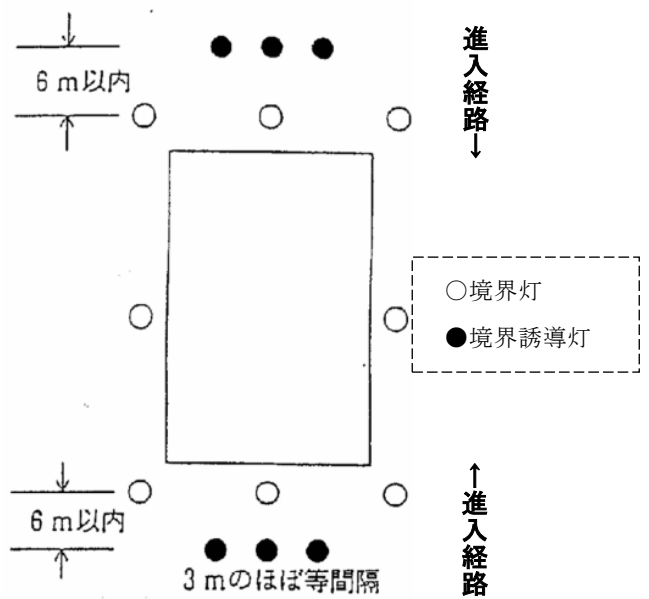


図15 境界誘導灯の配置

#### 第8 脱落転落防止施設

脱落転落防止施設は、緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。

なお、通常床式の場合、建基令第126条に基づく高さ1.1メートル以上の手すり壁等で兼用できるものとする。

- 1 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。
- 2 構造は、手すり壁、さく又は金網とすること。
- 3 高さは、40センチメートル以上とすること。

#### 第9 燃料流出防止施設

緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れこまないよう、次の基準により燃料流出防止施設を設置すること。

- 1 ためます、側溝等を利用する方法又は雨水排出口に直接蓋等を設置する方法とし、いずれの場合も1,634リットル以上の容量を確保できること。
- 2 ためます等が2か所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

#### 第10 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する待避場所を次により設けること（図16）。

- 1 待避場所は、屋上出入口と緊急離着陸場等の間に設けること。

なお、待避場所は、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第63条第5項に定める屋上広場と兼ねることができるものとし、緊急着陸場等をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

- 2 待避場所はおおむね50平方メートル以上とすること。
- 3 待避場所から緊急離着陸場等に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。
- 4 待避場所には、図17に示す待避標識を表示すること。

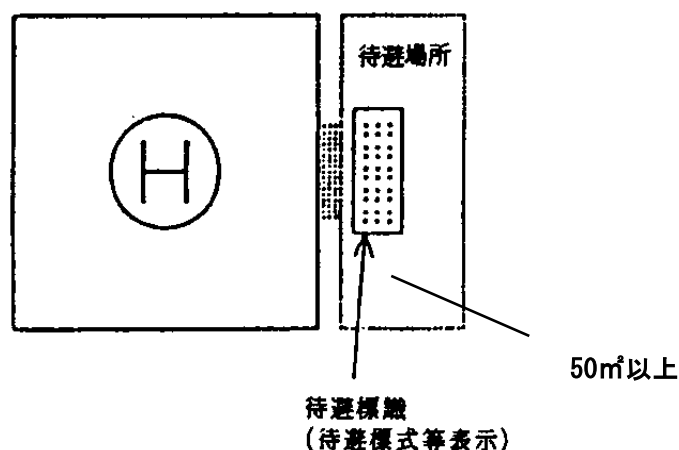


図16 退避場所の設置例

**緊急用ヘリコプターが接近したら  
この場所に待避してください。**

図17 標識の記載例

- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。  
 2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシックとする。  
 3 標識は、白地に赤枠とし、文字は赤色とする。  
 4 標識の材質は任意とする。

#### 第11 消防用設備等

屋上には次により連結送水管及び消火器を設置すること。

なお、緊急離着陸場等は、令第13条第1項に規定する「別表第一に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの」に該当するが、消防用設備等については、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成12年1月14日消指導第202号）により令第32条を適用し、泡消火設備又は粉末消火設備の代替として設置を認めるもの。

- 1 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。
- 2 消火器は、8リットル以上の強化液消火器を1本以上設置すること。

#### 第12 連絡装置

離着陸地帯の直近に、防災センター等と連絡できる非常電話連絡装置を設置すること。

#### 第13 屋上出入口の構造等

屋上の出入口は、次に掲げる基準によるものとする。

- 1 屋上の出入口は、避難階段及び非常用の昇降機等と有効に通じていること。

- 2 屋上の出入口の扉は、災害時に防災センター等で一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。
- 3 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。
- 4 3次救急医療機関にあつては、努めて屋上にエレベーターを着床させるよう指導すること。
- 5 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

#### 第14 排煙排出口等の配置

機械排煙設備の排出口等、煙又は温風が排出される設備及び不活性ガス消火設備等の排出口の配置は、離着陸地帯から水平距離10メートル以上の離隔を確保し、進入表面への煙の排出は避けること。ただし、消防活動上支障ないと認められる場合この限りではない。

#### 第15 基準の特例

緊急離着陸場等の設置については、消防局長又は消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるものとする。

#### 第16 図書の提出

緊急離着陸場等を設置（変更）するときは、次に掲げる図書を各3部提出、又は横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）にて届出すること。電子申請システムにより届出を行う場合は、配置図等にスケールバーを明記すること。

なお、変更の場合は、当該変更部分の図書のみとすることができる。また、廃止する場合は、第1号様式のみを3部提出、又は電子申請システムにて届出すること。

- 1 緊急離着陸場等設置届出書（第1号様式）
- 2 案内図
- 3 配置図（1/500以上）
- 4 各階平面図（1/500以上）
- 5 進入表面、転移表面の水平投影図  
（建築物の屋上内に係るもの1/200以上、全体図1/1,000以上）
- 6 進入表面、進入区域、転移表面及び転移区域の断面図  
（建築物内に係る部分1/200以上）
- 7 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- 8 構造計算書（緊急離着陸場に限る。）

#### 第17 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、第2号様式に定める項目の点検を1年に1回実施し、点検を行った結果を規則第4条の2の4第2項に定める防火管理維持台帳等に記録するとともに、これを保存すること。また、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

#### 第18 新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

新たに基準を定めた場合又は変更した場合の基準（以下「新基準」という。）の適用は、次によるものとする。

- 1 運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、新基準は適用しない。この場合、従前の基準による。
- 2 運用開始日以降に、用途の変更、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等により新基準の適用が義務付けられるものではない。
- 3 前1及び2にかかわらず関係者の判断により、新基準を適用することができる。

#### 第19 運用上の留意事項

運用上の留意事項については、次に掲げる基準によるものとする。

- 1 100メートル未満の高層建築物であっても、緊急離着陸場の設置を指導すること。
- 2 100メートル以上の高層建築物で、屋上の広さ等から緊急離着陸場の設置が困難な対象物については、緊急救助用スペースの設置を指導すること。
- 3 平時に他用途（屋上展望施設、フリースペース等）と併用する場合は主管課と事前に協議すること。
- 4 緊急離着陸場等に設置される消防用設備等の点検については、消防法第17条の3の3によること。
- 5 総務・予防課長は、緊急離着陸場等が設置された対象物について、関係者に対し、常に屋上環境等が基準に適合するよう維持管理を指導すること。また、常時外観点検を実施するよう指導すること。
- 6 緊急離着陸場等を廃止する場合は、認識番号の塗りつぶし等の措置が必要となる旨を関係者に説明すること。

#### 附則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附則

この基準は、令和3年11月1日から施行する。

#### 附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

緊急離着陸場等設置（変更・廃止）届出書

年 月 日

横浜市消防局長

届出者 住所  
電話  
氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

緊急離着陸場等の設置計画（変更・廃止）について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
所在地			
設計者 名称・所在地	TEL 担当		
施工者 名称・所在地	TEL 担当		
建築物の 構造・規模等	用途		構造
	面積	建 ㎡、延 ㎡	
	階数	最高高さ（軒高）	m（ m）
消防用設備等 （主なもの）			
その他	1 屋上部分に直通する階段数 ( ) 2 屋上部分の非常用EV着床の有無 ( ) 3 屋上部分の扉の解錠方法 4 設置に基づく法令等		
* 受付欄	* 種別	* 認識番号	
	1 緊急離着陸場 2 緊急救助用スペース	認識番号は、  です。	

- （注意） 1 関係図書（案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離着陸場の消防用設備等の配置図並びに構造計画書）を添付してください。
- 2 \*印の欄は、記入しないでください。
- 3 認識番号は設置の場合のみ記載します。

## 緊急離着陸場等点検表

点検実施日 年 月 日

	区 分	確認内容	摘 要	判定
1	離着陸帯	標 識	塗装・破損状況	適・否
2		強 度 ・ 構 造	ひび割れ・破損の有無	適・否
3	進入・転移区域	進 入 区 域	障害物の有無	適・否
4		転 移 区 域		適・否
5		進 入 表 面		適・否
6		転 移 表 面		適・否
7	夜間照明・非常電源	飛 行 場 灯 台	固定状況・破損の有無・点灯状況・予備品の有無	適・否
8		境 界 灯		適・否
9		障 害 灯		適・否
10		風 光 灯		適・否
11		着陸区域照明灯		適・否
12		境 界 誘 導 灯		適・否
13		非 常 電 源 装 置		作動状況(他法令による点検での確認も可)
14	防止施設等	脱落転落防止施設	固定状況・破損の有無	適・否
15		燃料流出防止施設	固定状況・破損の有無	適・否
16		待 避 場 所	標識の設置状況・退避場所の確保状況	適・否
17	設備等	消 火 器	設置状況(消防法第17条3の3の点検日)	適・否
18		連 結 送 水 管	設置状況(消防法第17条3の3の点検日)	適・否
19	その他	連 絡 装 置	固定状況・破損の有無・通話状況	適・否
20		排 煙 排 出 口 等	設置状況(消防用設備等については消防法第17条3の3の点検日)	適・否
【備考】				